

平成19年からあなたの「住民税・所得税」が変わります。

地方分権の推進のための「三位一体改革」に基づく「税源移譲」が、平成19年から実施されます。住民税と所得税の税率を変えることにより、約3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

住民税

3段階の税率が、一律10%(県民税4%・市民税6%)に統一されます。
この改正により、大多数の方の**住民税が増えます**。

【現 行】		【改正後】	
(課税所得)	(標準税率)	(課税所得)	(標準税率)
200万円以下の金額	5%	一律	10%
700万円以下の金額	10%		
700万円超の金額	13%		

※平成19年度の住民税(平成19年6月)から適用。

所得税

平成19年分所得から適用され、4段階の税率が6段階に細分化されます。その税率は、所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないように設計されています。

この改正により、大多数の方の**所得税が減ります**。

税源移譲は、所得税から住民税への税源の移し替えなので、「**所得税+住民税**」の負担は、基本的に変わらないようにされています。

定率減税の廃止

今回の税源移譲による税負担の総額は変わりませんが、定率減税が廃止されることにより、**負担額は増加します**。

- 所得税** 平成18年分所得 税額の10%を減額(上限12万5千円)
平成19年分所得 廃止
- 住民税** 平成18年度(18年6月～) 税額の7.5%を減額(上限2万円)
平成19年度(19年6月～) 廃止

【雪による事故を防ぐ】

総務課行政係 ☎0824-73-1123

平成18年豪雪では、屋根からの雪ずりによる被害や、屋根の雪下ろし作業中の事故などが多発しました。今後予想される積雪に際し、事故に遭わないために次のようなことに気をつけましょう。

①落雪など

●気温が上昇した場合、屋根に雪が残っている建物付近では、屋根からの雪ずりやつららの落下に気を付ける。

●作業の際には、屋根の下の通行人や子どもに注意する。

③その他

●道路の除雪作業中の車には近寄らない。
●雪道や凍結した道路などは滑りやすいので、転倒しないよう注意する。

住家が積雪で危険になった場合は、自主的に避難しましょう。避難する場合は、近所に声をかけ、庄原地域は総務課、その他の地域は各支所地域振興課へご連絡ください。避難所は学校や公民館などを設定しますが、詳しくは問い合わせの上ご確認ください。

②屋根の雪下ろし

- 一人で作業しない。
- 屋根に上がる時は必ず命綱を着用し、滑りにくい履物をはく。
- 屋根の上り下りの際にはしごを使用する場合は、必ず固定する。

